

平成26年(ワ)第9825号 安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 関千枝子外

被 告 靖國神社外2名

第2準備書面（求釈明に対する回答）

平成27年1月30日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

被告靖國神社訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同(主担当)

竹 野 下 喜 彦



同

和 田 希 志 子



同

岩 淵 正 樹



同

松 永 暁 太



被告靖國神社の答弁書において述べたように、本件参拝及び本件参拝受入の客観的な事実については概ね争いはなく、本件の中心的な争点は、本件参拝及び本件参拝受入によって原告らの権利が侵害されたかどうかの法的評価の問題であるから、原告ら準備書面1（求釈明）における被告靖國神社に対する本件参拝又は本件参拝受入の詳細にわたる求釈明事項については、いずれも釈明の必要はないものの、原告の誤解を避けるために必要と考えられる限度で回答する。

1 求釈明事項（1）：事前連絡の詳細について

被告靖國神社は、被告安倍側から事前に参拝する意向が伝えられたことは認めており（答弁書5頁）、その詳細について釈明する必要はない。

2 求釈明事項（2）：二拝二拍手一拝について

二拝二拍手一拝は、一般の参拝者の参拝作法として、靖國神社を含む多くの神社で用いられていることから、標準的な参拝作法と説明したものである。

3 求釈明事項（3）：被告安倍の参拝方法について

昇殿参拝における標準的な参拝作法は、玉串拝礼、すなわち玉串を捧げて拝礼（二拝二拍手一拝）するというものであるが、被告安倍は、本件参拝において、玉串を捧げておらず、拝礼（二拝二拍手一拝）のみを行っている。

4 求釈明事項（4）：「玉串料3万円」について

本件参拝に際して、被告安倍から「献花料」として10万円が奉納されたが（乙イ第1号証）、それ以外に「玉串料3万円」の奉納がされたことはない。

5 求釈明事項（5）：昇殿参拝の制限について

靖國神社において、祭祀を行う都合等から、昇殿参拝を一時的に制限することは日常的にあるので、それが「異常」とであるという原告らの指摘は当たらない。

以上